

事業の目的

意欲ある若者を県内外・農内外から幅広く確保し、次代を担う農業人材として育成する産地や地域の取組を支援します。

事業内容・採択要件及び補助対象経費・交付率

産地や地域が主体となって「就農希望者受入プログラム」を策定し、新規就農者の確保に取り組む産地等に対し、以下の事業メニューにより支援します。



☑産地にいつまでに、何人くらい新規就農者が必要か話し合います

☑プログラムを策定した場合、以下の事業メニューを活用できます

事業内容	採択要件及び補助対象経費	補助率
とちぎ農業マイスター設置事業 	<要件> <ol style="list-style-type: none"> とちぎ農業マイスターの条件 <ul style="list-style-type: none"> 栃木県農業士 指導する作物等について5年を超える従事経験又は3年以上の指導経験を有している農業者 とちぎ農業マイスターの指導期間 <ul style="list-style-type: none"> 原則として1年間（12ヶ月）とする ただし、作物等の栽培管理期間が1年間に満たない場合等には、1年未満でも可とする 指導時間は1ヶ月当たり100時間以上とする ただし、1日当たりの研修時間は原則として8時間を超えないこと とちぎ農業マイスターの指導を受けることができる就農希望者は、非農家出身者及び新部門開始予定者で、指導を受けた当該産地等で自営就農を目指し、就農予定時の年齢が概ね50歳以下の者であり、とちぎ農業マイスターの親族（3親等以内）でないこと <対象経費> <ol style="list-style-type: none"> 「とちぎ農業マイスター」の設置に必要な経費（月4万円以内） 「とちぎ農業マイスター」指導能力向上を図る研修受講に要する経費 	定額

※人材募集やトレーニングファーム整備は、サポート体制整備事業（国庫事業）をご活用ください。

事業実施主体

農業協同組合、市町農業公社、農業生産組織、協議会等

本紙には掲載されていない補助要件があります。事業の詳細につきましては、お近くの農業振興事務所または農政部経営技術課までお問い合わせください。

河内農業振興事務所 経営普及部 TEL：028-626-3072
 上都賀農業振興事務所 経営普及部 TEL：0289-62-6125
 芳賀農業振興事務所 経営普及部 TEL：0285-82-3074
 下都賀農業振興事務所 経営普及部 TEL：0282-24-1101

塩谷南那須農業振興事務所 経営普及部 TEL：0287-43-2318
 那須農業振興事務所 経営普及部 TEL：0287-22-2826
 安定農業振興事務所 経営普及部 TEL：0283-23-1431
 農政部経営技術課 担い手育成担当 TEL：028-623-2317